

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程(平成二十七年文部科学省告示第百二十四号)第五条の規定に基づき、次の職業実践力育成プログラムの認定を令和二年四月一日付けで取り消すこととしたので、同規程第六条第二項の規定に基づき公示する。

令和二年四月十三日

文部科学大臣 萩生田 光一

平成三十一年三月三十一日をもって廃止したもの

学校名	課程名	認定年月日
長崎大学	生き生きと働く実践力のある助産師キャリアアッププログラム(プライマリ助産師認定コース)	平成二十七年十二月十五日

令和二年三月三十一日をもって廃止するもの

学校名	課程名	認定年月日
電気通信大学	ウェブシステムデザインプログラム	平成二十九年十二月二十日
信州大学	総合理工学研究科「ながのブランド郷土食」社会人スキルアップコースプログラム	平成二十七年十二月十五日
島根大学	ふるさと魅力化フロンティア養成コース	平成二十七年十二月十五日
鹿児島大学	林業生産専門技術者養成プログラム	平成二十七年十二月十五日
北海道科学大学	ビジネスキャリアアップ育成プログラム	平成二十九年十二月二十日
仙台大学	野外教育指導者育成プログラム	平成二十八年十二月二十一日

東海学園大学	経営学研究科中小企業診断士登録養成課程	平成二十七年十二月十五日
吉備国際大学	知的財産履修プログラム	平成二十八年十二月二十一日

令和二年四月一日をもって廃止するもの

学校名	課程名	認定年月日
千葉大学	地域療養設計管理者養成プログラム	平成二十九年十二月二十日